するほかな ことはまずできない。 るかぎり広げたいと望 商 人や製造業者 は む。 玉 したがって彼らは、 内 だが、 市 場 の独占だけでは満足せず、 自 国 の裁量は外国では及ばず、 輸出を奨励するための各種 自らの 商 他国で独占を獲得する 品 の優遇措 の 海外販 置を請照

第

四章

関

税還付

覆すのではなく、税によってそれが覆されるのを防ぐ。 逃げるのを防ぐにとどまる。 である社会の自然な分業と資本配分を、 資本を不自然に特定の部門へ 付 輸出 そもそも無税であった場合以上の数量の輸出を生じさせることはな である。 [奨励策のうち、 玉 内産業に課した内国税や物品税を、 もっとも理に適うのは、 要するに、 振り向けるのではなく、 社会の諸部門のあいだに自然に成り立つ均 破壊するのではなく保持する制度である。 ζ ý わゆ 輸出 課税のためにその部門 る関税還付 多くの場合に維持するのが の際に全額または (内国税 ٥ را 物品]から資-この 部 還 措 付 税 有 本が 衡 置 の還 利 て

入関税の相当部分が還付対象となっていた。 輸 入品を再輸 出す る際の関 税還付に つい ても同様で、 () わゆる旧補助金を定めた議会法に付属 グレー ŀ ブリテンでは通 す 輸

る第二の規定により、 英人・外国人を問わず、 輸出時にその関税の半額を還付できた

た。当時、外国貨物への輸入課税はこの旧補助金のみであったが、その後ジョージー (小粒干し葡萄)、 (英人は輸入後十二カ月以内、 加工絹のみはこの一般則の適用外で、 外国人は九カ月以内の再輸出が条件)。 より有利な別枠 ワイ この取扱 Ż いを受け カラント 世

例外が多数設けられ、 .補助金以降に課された関税の多くは、 創設当初は単純だった関税還付の制度は、 原則として輸出時に全額還付される。 今日でははるかに錯綜 他方で

ている。

七年法(第二十一章第十条)によって、関税還付の請求期間は三年に延長された。

大量に再輸出してはけさせるため、三年以内の輸出を条件に全額還付とされたのである。 はメリーランドおよびヴァージニア産たばこの独占権を有し、 ら行わず、輸出時に関税を全額還付する特例が採られた。 ッドを輸入する一方、 私たちは西インド諸島産砂糖について、完全とは言えないものの、なおほぼ独占的 内需を大きく上回る輸入が見込まれる一部の品目については、 国内消費は約一万四千にとどまると見積もられていた。 北米植民地の離反以前 年間約九万六千ホッグス 旧補助金の半額留保す 残余 英国

地位を保っている。

ゆえに砂糖が一年以内に再輸出される場合には輸入関税は全額還付

たキャラコ等である。

私たちはフランス製品の運送役になることすら嫌

61

敵視する相手に自国

「 を 経

由させ

3

補助金の半額を除 三年以内に再輸出される場合には、 き、 残りは還付され る。 砂 いまも多くの 糖の輸入量は国内消費をかなり上 品目の輸出に留保されている旧 П . るが

その超過は往時 のたばこの場合に比べればさほど大きくはない。

競合するのを恐れるからである。 的 じられている。 0 は その再輸 な輸入でさえ助長されることを嫌い、 加工絹織物、 国内の製造業者がとりわけ警戒する幾つかの品目は、 出の際には、 ただし所定の関税を納めて保税蔵置し、 フランス産のカンブリックおよびローン、 これらの関税はいっさい還付されない。 現在、 この厳格な枠組みでのみ輸入が認 倉庫 から流出して国内市 再輸出することはできる。 彩色・印捺 国内消費向けの輸入が禁 場 製造業者は、 に 出 П めら り ・染色を施 この れて 自 玉 品 限 しか る 定

再輸出では、 て利を得させるくらいなら、 旧 補助 金の半額に加え、「第二の二十五%」 自国の利得をも進んで手放す。 も還付の対象外として留保さ 実務上も、 フラン ・ス産品

れ

旧 補助 金の第四規定は、 ワイン再輸出の関税還付を、 当時の輸入関税の過半を大きく

れ 優遇がワインの再輸出量を目に見えて(たとえ一トンでも)押し上げる効果は、 については、他の貨物同様、ワインでも全額還付が認められ、一七八○年に新たに課さ 九年と一七八一年に導入された「既存の通関税に一律五%上乗せする二つの付加関税 を期待するのは不合理だった。 年付加関税、 向 くなかった。 か ため、その巨額資金の金利負担が回送の採算を損ない、この品目で利益の出る回送貿易 はその後に課された諸税 上回る水準に定め、 たワイン税も全額還付とされた。しかし、 七四五年・一七六三年・一七七八年の各税は還付対象外であった。 る付加関税の一部に限られ、 ただし、 に適用された。 こ の 一 追加関税と一六九二年付加関税を除く諸税は、 ワインに課される鋳貨税) 連の規定は、 ワインの回送貿易を通常以上に優遇していた。さらに、 (追加関税、 結果として、実際に還付が認められたのは、 フランス産ワイン一トン当たり二十五ポンドの アメリカの英領植民地を除く、 新補助金、 も なお重税が多数残っていたため、 原則として再輸出時に全額還付が認められ 三分の一・三分の二補助金、 輸入時に現金前納を要した 合法なすべての輸出仕 もっとも、 ワインにか 同 これらの ... 門期また おそら 七七

チャールズ二世治下十五年法(貿易奨励法・第七章)は、欧州産の産物・ 製造品 **つ**

年) 見ら 用 英本国経由では重税がのしかかり、 離反までの ワインの ラ島との自由貿易が認められていた北米および西インドの植民地に直接送ることができ、 を積んで戻っていたはずである。 れていたとは言い難 一七五五 的でなか ニステレ ,ス産は[後、ジョ うれる。 植 年の戦争勃発時には、 期間 民地向 岬以南) 国民感情 った。そこで、 1 は短く、 ジ三世四年法 け輸出について、三ポンド十シリングを除き関税 61 へ運ぶ自由を認めていた事情を踏まえると、 に配慮して奨励 現地 実際には、 欧州産に当たらないマデイラ酒は、 の嗜好や慣行に大きな変化をもたらすには至らなか (第十五章・第十二条)は、フランス産を除くすべての 全植民地でその嗜好が定着していた。 他方、 彼らは積出し先の国から、 再輸出時にも相当部分が還付されなかったため、 の対象外)。 欧州産ワインを産地から直送するのは難しく、 とはいえ、 この緩和 非列挙品 つねに何らか この独占 の還付を認めた か 講和 ら についてマデイ 北 が厳格に守ら 米植 の復路貨物 (一七六三 つ 民 たと 地 **つ** 実

長大な海岸線、

脆弱

な統治、

さらに植民者に自船で「非列挙品」

を欧州各地

(のちに

フ の

ンを含む)

を植!

民地へ供給する独占権を本国に与えた。

とはいえ、

北米・

西

インド

同 法は、 フランス産を除くワインの関税還付では植民地を他国以上に優遇した一方、

多くの他の品目では優遇を絞った。すなわち、一般の対外輸出では旧補助金の半額還付 のほとんどで還付を認めず、 が 広く認められていたが、植民地向けについては、 例外はワイン・白キャラコ・モスリンに限られた。 欧州および東インドの産物

関税がなかった場合に自然に向かったであろう比率を超えて、この貿易に国内資本を押 呼び込む意図から始まったのだろう。 されない資本にとって、必要な受け皿である。 由に任せるべきだ。農業・製造業・内国取引・消費のための対外取引のいずれにも吸収 回送貿易は優先すべきではないが、排除すべきでもなく、 し込むことはなく、 の発意は軽率であったにせよ、 税還付は、 おそらく回送貿易を奨励し、外国人が現金で支払う船賃によって金銀を 関税によって全面的に閉め出されるのを防ぐにとどまるからである。 制度それ自体は十分に合理的である。というのも、 回送貿易が特段の奨励に値するわけでもなく、そ 他のあらゆる取引と同様に自 輸入

輸出されず、ひいては輸入自体も起こりにくい。 る関税は、 を得る。 関 税収入は、 もし関税を全額留保したなら、 全額留保であったならそもそも支払われることのなかった性質の収入だと言 関税還付によって一部を還付しても、 その関税が課される外国貨物は販路を欠き、 したがって、現に一部が留保されてい 留保分の存在によってむしろ利益 再

える。

ても、 然な均衡、すなわち社会における労働の自然な分業・配分は、 大きく目減りしよう。 産物に対する内国税であれ、 はずである。 以上の理 理は揺るがない。 由は関税還付を十分に正当化する。 だが、これらの課税によって多かれ少なかれ損なわれる産業の自 この場合、 外国貨物に対する関税であれ、 物品税の歳入はやや目減りし、 極端に言えば、 つ かえって本来の姿に近づ ねに全額を還付したとし 輸出に際 関税 の歳入はさらに 国内産業

また、 わ 取引の実態や規模を変えることなく、 か としても、 えば欧州産品の北米植民地向け輸出では、そこに独占があるため、関税を全額留保 限られる。本国の商人・製造業者が独占を享受している市場には当てはまらない。 りか は 植民地について論ずる章で改めて示す。 ね 同じ臣民が負担している税から植民地だけを免じることが本国の利益にかなうの な 61 しばしば同じ数量が送り込まれ得る。 この理屈が正当化するのは、 かかる還付を、 植民地の産業を奨励する適切な手立てと見なし得るのか、 物品税や関税の歳入をただ失わせる 相手が完全に外国かつ独立の国である場合に ゆえに、そのような場合の関税還 純 損 に終 付は、 した たと

ばしば行われ、歳入にも正規の商人にも等しく害を及ぼしてきたことは周知のとおりで 輸入されない場合に限られる。とりわけ、たばこに関する関税還付はこの種の悪用がし もっとも、関税還付が有益なのは、対象品が実際に外国へ輸出され、密かに本国へ逆

ある。